

札幌市公共交通確保 緊急支援金

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症により利用者の減少などの影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対して、感染拡大防止の推進に向けた支援を行うものです。

2 支援対象者

令和3年4月30日現在、札幌市内に営業所を置く乗合バス事業者（市内完結系統運行事業者に限る。）、法人及び個人のタクシー事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）で、以下の要件を満たしている者

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施しながら、申請日以降も事業継続の意思があること。
- 暴力団または暴力団員等に該当しないこと。
- 市税を滞納していないこと（徴収猶予、分割納付等により納付すべき市税について、今後誠意をもって支払う意思がある場合を除く。）。

3 支援金の額

市内の営業所に配置する事業用自動車の台数

乗 合 バ ス : 1台あたり **4万円**

※ 市内完結系統に用いるものに限る。

タ ク シ ー : 1台あたり **2万5千円**

4 申請方法

感染症拡大防止のため、郵送のみとします。

- ※ 郵便料金は申請者のご負担となります（料金に不足がないようご注意ください。）。
- ※ 裏面に差出人の住所及び氏名を記載してください。

<送付先>

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 都市交通課（公共交通支援金担当）

（裏面あり）

5 受付期間

令和3年5月27日(木) ~ 令和3年7月30日(金) **郵送必着**

6 提出書類

① 交付申請書

※ 札幌市ホームページでダウンロードできます。
(https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/index/kokyokotsu_shienkin2.html)

② 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し(個人タクシーのみ)

※ 金融機関名・本支店名(または支店コード)、口座種別、口座番号、口座名義(カタカナ)が記載されている部分

7 申請から支給に至るまでの流れ



2週間ほどで指定口座に入金予定※

※ 同時期に多数の申請があった場合、提出書類に不備があった場合は、支給が遅れることがあります。

※ 提出書類に不備等があり、その修正が一定期間行われなかった場合、支援金が交付されないことがあります。

<お問い合わせ先>

ご不明点等は、所属の協会・組合のほか、下記までお問い合わせください。

札幌市 まちづくり政策局 都市交通課

電話 :011-211-2492 (平日 午前 8 時 45 分~午後 5 時 15 分)

ファクス :011-218-5114 E-MAIL: sogokotsu1@city.sapporo.jp

SAPPORO

